

重要事項説明書兼同意書 ~プレミアムモバイルプロードバンド~(プレミアムモバイルプロードバンドサービス契約約款より抜粋)

第1章 総則

第1条 約款の適用

当社は、このプレミアムモバイルプロードバンドサービス契約約款(料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)を定め、これによりプレミアムモバイルプロードバンドサービス(以下「本サービス」といいます)を提供します。

第2条 約款の変更

1 当社は、一定の予告期間を以って当社指定の方法により、本商品契約者に通知する事により、この約款を変更することが出来るものとします。この場合当該予告期間内に、

本商品の契約解除の通知が当社に対してなされない時は、かかる変更につき契約者による承諾が有つるものとします。

2 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款になります。

第2章 プレミアムモバイルプロードバンドサービスの種類

第4条 サービス内容と範囲

1 本サービスには、当社が本商品料金表に定めるプランがあります。各商品の内容は、第4条第2項の商品の組合せにより提供されます。ご加入プランに含まれるサービスについては、別紙「プレミアムモバイルプロードバンド加入証書」に記載されております。また、本サービスは、当社がサービス適用対象として認定したサービス加入パソコンまたはゲーム機に対して取扱いいたします。

加入対象外のパソコンまたはゲーム機に対しては当社指定のサービスを除き一切適用されません。

2 整社が販売する本商品の本契約者加入の各プラン内に含まれる以下の商品の組み合わせとなり、個別の商品を解約・変更することはできないものとします。

①本体設定 ②インターネットメール設定 ③Wi-Fiルーターセットアップ ④ワイルス対策(店頭) ⑤トラブル診断(店頭) ⑥公衆無線LAN(Wi2 300)

⑦らくらくオンラインサポートLite ⑧らくらくモートサポートLite ⑨プレミアムCLUB専用ダイヤル

3 整社は本商品のサービス提供において、整社の故意または過失に起因する場合を除くいかなる場合においても、整社の責に帰すことのできない事由による損害、整社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、遺失利益、派生的損害、第三者からお客様に対してなされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他ソフトウェアの破損、変更、または消滅について、責任を負わないものとします。

37 整社は、本商品の全部または一部を整社が選定した協力会社へ委託する場合があります(対象機器の配送・配達・荷受けを含む)。

この場合、整社の責任の範囲は当規約の各条項に定める内容と同等とします。

38 整社は、本契約者への事前の通知なくして本商品の内容、名称、または仕様を変更することがあります。その内容は、整社指定の方法により本契約者に随時通知いたします。

第5条 割引サービスについて

2 契約者は24ヶ月間の長期割引満了後、本サービスの1年間継続利用を当社にお約束頂くことを条件に、通常料金「ベーシック」の月額料金から1,000円割引となる「年とく割」への加入ができます。

①新にねんプランに加入の場合、長期割引期間満了月の翌月より、自動的に「年とく割」加入が適用されます。「年とく割」加入を希望されない場合は、期間満了月以前にプレミアムCLUB専用ダイヤルへの電話による通知が必要です。

②にねんMAXプランに加入の場合、長期割引期間満了月の翌月より、自動的に「ベーシック」の月額料金が適用されます。「年とく割」加入を希望の場合は、期間満了月以前にプレミアムCLUB専用ダイヤルへの電話による通知が必要です。

③年とく割は、契約者が年とく割加入申込を行った翌月より適用されます。

④年とく割は、契約者上級解除の申し出がない限り、1年単位で自動更新となります。

⑤年とく割の契約解除は契約者がプレミアムCLUB専用ダイヤルへ電話にてその旨を通知することにより行われます。

⑥年とく割の更新年は年とく割加入日から算出し、1年後の同日が含まれる月となります。

⑦年とく割が更新年以外の契約期間中に、本サービスの解約もしくは年とく割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。

第3章 契約

第7条 契約の申込

1 本サービス契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し、行っていただきます。

2 契約の申込みをした者は、申込みを取り消ししようとするときは、そのことを本サービス取扱店に当社所定の方法により通知していただきます。

3 前項の規定による通知に基づき、当社が契約申込みの取り消しを承諾した場合、契約の申込みをした者は料金表に定める一切の料金の支払いを要しません。

第9条 提供開始日

契約者回線の提供開始日は初回の課金対象パケットが発生した日とします。

第10条 最低利用期間

1 本サービスには、料金表第1表(料金)に定めるとおりに最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、契約者回線の提供開始日を含む料金月から起算して25ヶ月間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間中に本サービス契約の解除があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

第13条 契約者の氏名等の変更の届出

1 契約者は、氏名、住所、その他、本サービス契約に必要な事項について変更があつたときは、そのことを速やかに本サービス取扱店に届け出でていただきます。

2 前項の届出があつたときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 前2項に規定する変更の申出を怠つたことにより不利益を被つた場合であつても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、第4条第1項の契約事項の変更の届出があつた場合、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取扱います。

第15条 契約者における契約の解除

契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により通知していただきます。なお、当該通知が当社に到達した月の月末をもって、本サービス契約の解除を行います。

第7章 料金等

第30条 料金の支払い

1 会員は、次の方法により料金等の支払いを行ふものとします。

①クレジットカード

2 料金等は当該クレジットカード会社のクレジット利用規約において定められた振替日に会員指定の口座から引落されるものとします。メンバーは、当社に別途申し出をしない限り、毎月継続して同様に支払うこととします。

契約者は、クレジットカードの会員番号や有効期限に変更があつた場合、遅滞なく当社にしその旨を申し出ることとします。

契約者は、指定するクレジットカード会社の会員資格を喪失した場合はもちろん指定したクレジット会社の利用代金や年会費の支払い状況等によつては、当社または契約者が指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てないことを承諾するものとします。メンバーは、カード紛失等で、指定したクレジットカード会社の会員番号が変更になった場合、事前承諾なしに新しい会員番号がクレジットカード会社より当社へ通知されることとします。

3 当社は利用料金の計算を利用月の前月末に計算し、確定します。

4 当社は契約者に対する毎月の初日から末までの利用分の請求を、契約者が本サービスの料金等の支払いに指定している当該クレジットカード会社に対し、前月の末日付にて行うものとします。

5 当社はクレジットカードによりお支払い頂いた料金に関して、領収証を発行する義務を負いません。契約者は指定したクレジットカードによって支払ったサービス使用料等の料金について、当社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。

6 前項の規定に問わらず、本商品の料金について、その全部または一部の支払い時期を変更させていただくことがあります。

第10章 契約者の義務

第43条 契約者の義務

1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

①本サービスにより利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為

②他の契約者の契約番号等を不正に取得もしくは使用し、または他の契約者もしくは自己の契約番号等を不正に他の契約者もしくは第三者に使用させる行為

③他の契約者、当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為

④他の契約者、当社または第三者の誹謗中傷またはその名誉もしくは信用を傷つけようとする行為

⑤他の契約者、当社または第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為

⑥詐欺等の犯罪に結びつく行為

⑦他の契約者、当社もしくは第三者に対する無端な広告、宣伝、勧説等の電子メールを送信する行為、他の契約者、当社もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、

一時に大量の電子メールを送信する等により他の契約者、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為(以下まとめて、「迷惑メール等送信行為」といいます。)

⑧わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当にもしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を説引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に違反する行為

⑨他の契約者もしくは第三者の設備等または本商品用設備に過大な負荷を与える行為

⑩事実に反する情報または意味のない情報を送信する行為

⑪その他本法令に違反する行為

⑫その他本サービスの運営を妨げるような行為

⑬その他各号に該当するおそれのある行為またはこれらに類する行為

2 契約者は、本商品の利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

附則

1 公衆無線LAN(Wi2 300)のご利用については、「Wi2 公衆無線LANサービス利用規約」をご確認ください。

2 ウイルス対策のご利用については、「ウイルスバスター月額版 使用許諾契約書」をご確認ください。